

期日	班	資料番号
11/23	3	2

# 平成30年度 香取市市民事業仕分け

事業名	行政連絡事務
担当部課	生活経済部市民協働課

香 取 市

事業シート (概要説明書)

予算事業名	行政連絡業務費	事業開始年度	平成23年度							
上位施策事業名	市民協働	担当局・部名	生活経済部							
根拠法令等	香取市行政連絡業務規則	担当課・係名	市民協働課・市民協働班							
事務区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務 <input type="checkbox"/> 法定受託事務	作成責任者	高内 栄治							
実施の背景	自治会では、地域社会の情報収集、市民ニーズや地域課題を把握し、課題解決やコミュニティの増進に取り組んできた。市では課題解決に向けて、自治会と連携することが効果的であると認識し、連携や支援を行ってきた。また、行政連絡文書等の配布や回覧を自治会に依頼することにより、行政事務の効率化、コスト削減が可能となる。									
目的 (何のために)	市政の円滑な運営に資するため、自治会に対する行政情報の周知伝達と地域の課題に対する調整、要望や意見等の把握に要する費用の弁償や労務の対価、自治会の活動を支援するため。									
事業概要	対象 (誰・何を対象に)	市内自治会	対象世帯数 (全世帯に対する割合) 22,988 世帯 ( 74.4 % )							
	実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 (直営)								
		<input type="checkbox"/> 業務委託 又は <input type="checkbox"/> 指定管理 (委託先又は指定管理者: )								
		<input checked="" type="checkbox"/> 補助金 ( <input checked="" type="checkbox"/> 直接 <input type="checkbox"/> 間接 ) (補助先: 香取市自治会連合会 実施主体: 香取市自治会連合会)								
事業内容 (手段、手法など)	<input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: ) <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 行政連絡事務交付金 )									
	<p>事業内容</p> <p>市政の円滑な運営及び自治会等の行う自治活動の活性化を図ることを目的に、行政連絡業務を依頼する。                  (1) 市が主催する会議、説明会等への参加協力に関すること。                  (2) 行政連絡文書等の配付、回覧及び掲示に関すること。                  (3) 地域の課題に対する調整及び要望事項の取りまとめに関すること。                  (4) 各種委員、調査員等の推薦に関すること。                  (5) 市長が必要と認めるもの(災害時の住宅被害の連絡など)</p> <p>【行政連絡事務交付金】 自治会に加入している世帯数で算定。                  (世帯割) 1世帯あたり 940円                  (規模割) 100世帯以下 10,000円                  101世帯以上200世帯以下 15,000円                  201世帯以上300世帯以下 20,000円                  301世帯以上 30,000円</p> <p>【自治会連合会活動費補助金】 自治会連合会の円滑な運営と事業展開のため活動費を補助。(H29実績額 594,332円)</p>									
関連事業 (同一目的事業等)	少子高齢化などの社会環境の急激な変化に伴い、多様化する住民ニーズや地域課題の課題解決に取り組むため、行政と市民の協働の取り組みが必要であり「市民協働のまちづくり活動事業」が関連事業となる。【H29決算 23,616千円】									
コスト	30年度 (予算)		29年度 (決算)		28年度 (決算)		27年度 (決算)			
	事業費合計		26,769 千円	26,160 千円	27,992 千円	27,160 千円				
	事業費内訳 (平成29年度分)		行政連絡事務交付金 25,233千円 自治会連合会活動費補助金 594千円 自治会連合会負担金、会議出席負担金 205千円 消耗品、修繕料等 106千円 機器借上料 22千円							
	人件費	担当正職員	0.8 人	5,680 千円	0.8 人	5,680 千円	0.8 人	5,680 千円	0.8 人	5,680 千円
		臨時職員等					1.0 人	1,713 千円	0.5 人	755 千円
		人件費合計	0.8 人	5,680 千円	0.8 人	5,680 千円	1.8 人	7,393 千円	1.3 人	6,435 千円
	総事業費		32,449 千円	31,840 千円	35,385 千円	33,595 千円				
	財源内訳	国県支出金								
		国県支出金の内容								
		地方債								
その他特財				2,921 千円	22,882 千円					
その他特財の内容		地域振興基金利子								
一般財源		32,449 千円	31,840 千円	32,464 千円	10,713 千円					
財源合計		32,449 千円	31,840 千円	35,385 千円	33,595 千円					

事業シート（概要説明書）

予算事業名		行政連絡業務費			事業開始年度	平成23年度		
事業実績	活動実績	【活動指標名】（実績値/目標値）			単位	H29年度	H28年度	H27年度
		回覧・各戸配付依頼回数			回数	12	12	12
		自治会連合会総会			回数	2	2	2
		自治会加入世帯数			世帯	23,042/30,884	23,197/30,705	23,362/30,605
					/	/	/	
単位当たりコスト	行政連絡業務費	/	自治会数	千円	84	90	87	
事業成果	成果目標 （指標設定理由等）	行政連絡文書等の配布や回覧を自治会に依頼することにより、広く市民に周知を図る。情報伝達範囲が自治会加入世帯に限られるため、加入世帯数割合を成果指標として設定した。						
	成果 （目標達成状況）	【成果指標名】（実績値/目標値）			単位	H29年度	H28年度	H27年度
		情報伝達された世帯数の割合			%	74.6/100	75.6/100	76.3/100
						/	/	/
事業の自己評価 （今後の事業の方向性、課題等）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月1回（最終週の木曜日到着）の行政回覧は、各課からの行政情報の周知伝達のほか、まちづくり活動などの地域情報を、迅速かつ円滑に伝達する手段である。</li> <li>・財政的にも行政連絡文書等の配布や回覧を自治会に協力依頼することにより、行政事務の効率化、コスト削減が図られている。</li> <li>・少子高齢化により、役員の担い手不足や活動の減少などが課題となっており、未加入者に対する周知やHPの充実、他の自治会や各種団体との連携がより重要となっている。市では、このための支援を行っていく必要がある。</li> </ul>						
比較参考値 （他自治体での類似事業の例など）	配付回数	自治会数	支払対象	支払方法	根拠	自治会加入率	連合会組織	
	成田市 月2回	288	個人	報酬	行政協力員	51.7%	成田市区長会	
	旭市 月2回	147	町内会	委託料	町内会委託料	62.4%	旭市区長会	
	匝瑳市 月2回程度	387	個人	報酬	連絡員報酬	68.0%	匝瑳市区長会	
	銚子市 月1回	226	個人	報酬	町内囑託員	不明	銚子市町内会 連合協議会	
特記事項	別紙、香取市自治会概要、香取市自治会区域割概略図、行政連絡事務の内容							

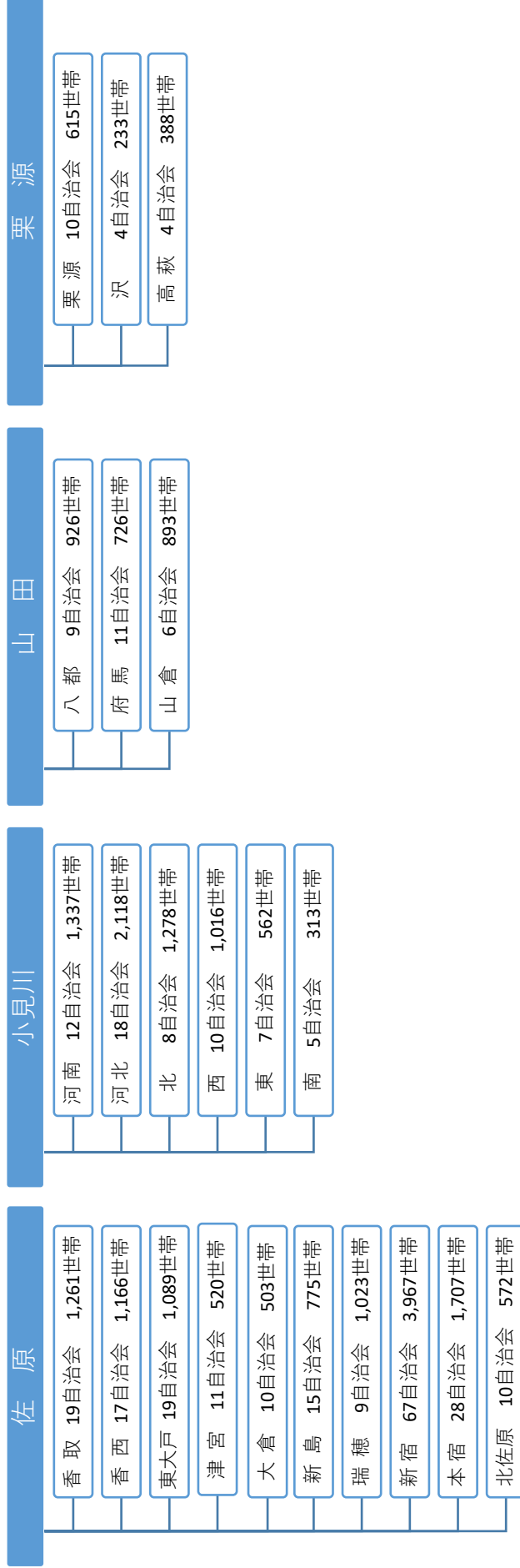
## 行政連絡事務の内容

No.	名称	内容・量	実施方法
1	行政連絡文書の配付 (各課からのお知らせ)	回覧 (平均 5 種類) 各戸配付 (平均 3 種類) 1 回/月	1. 回覧部数、各戸配付数の仕分け 2. 区長から組長への宅配 3. 組長から回覧板にて回付 4. 回覧物の整理保管
2	地域課題に対する調整 地区要望の取りまとめ	地域課題について役員等と協議を行い、自治会 だけでは解決しない場合、地区要望書の取りま とめを行う 件数 平均 4 件 / 1 自治会 提出時期 5 月末・随時	1. 地区内の点検 2. 協議 3. 地区内での対応 4. 要望書作成 5. 提出
3	委員・調査員の推薦	民生委員、児童委員主任児童委員の推薦 農業委員、農地利用最適化推進員の推薦 【任期：3 年】 国勢調査、農林業センサス調査員の推薦 【任期：4 年】 【随時】 選挙時の立会い	1. 選出地区内の協議・調整 2. 適任者の選出 3. 候補者へ内諾調整 4. 推薦者の報告
4	会議・説明会の開催	行政が主催する地元説明会への協力 自治会が主催する会議等への行政職員の招致 (出前講座など) 【随時】	1. 自治会員に対する周知方法の協議 2. 関係者 (説明者) との協議・調整 3. 説明会の開催周知 4. 開催
5	その他	災害時の住家等、被害状況の把握 (自主防災組織が実施する場合有り) 交通安全の協力	1. 地区内の点検 2. 安否確認、立哨当番 3. 被災者対応 4. 被害状況報告

# 香取市自治会概要

(平成30年4月1日現在)

## 香取市自治会連合会 309自治会 22,988世帯



**佐原 205自治会 12,583世帯**

世帯規模	自治会数
～50	121
51～100	58
101～200	21
201～300	3
301～400	
401～500	
501～600	2

**小見川 60自治会 6,624世帯**

世帯規模	自治会数
～50	25
51～100	10
101～200	11
201～300	12
301～400	1
401～500	
501～600	1

**山田 26自治会 2,545世帯**

世帯規模	自治会数
～50	6
51～100	8
101～200	10
201～300	2

**栗源 18世帯 1,236世帯**

世帯規模	自治会数
～50	7
51～100	8
101～200	3







## 香取市行政連絡業務規則

平成23年3月25日規則第15号

(目的)

**第1条** この規則は、行政連絡業務を自治会に対して依頼することに関し必要な事項を定め、市政の円滑な運営及び自治会等の行う自治活動の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

**第2条** この規則において「自治会」とは、一定地域内の大多数の住民が参加して地縁に基づいて自主的に結成された団体で、住民福祉の向上を目的として結成された区、町内会等これらに類似する住民組織をいう。

2 この規則において「自治会長」とは、自治会等を代表し、当該自治会を統括する者をいう。

(業務の依頼)

**第3条** 市長は、次に掲げる行政連絡業務を自治会に対し、依頼するものとする。

- (1) 市が主催する会議、説明会等への参加、協力に関すること。
- (2) 行政連絡文書等の配布、回覧及び掲示に関すること。
- (3) 地域の課題に対する調整及び要望事項の取りまとめに関すること。
- (4) 各種委員、調査員等の推薦に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(交付金の交付)

**第4条** 市長は、前条に規定する行政連絡業務を行う自治会に対し、行政連絡業務交付金（以下「交付金」という。）を交付するものとする。

2 交付金は、行政連絡業務の実施に必要な費用の弁償、労務の対価及び自治会等の行う自治活動への支援を目的とする。

(交付金の額の算定)

**第5条** 交付金は、毎年4月1日における自治会に加入している世帯数（以下「自治会等世帯数」という。）をもって算定する。ただし、年度（4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。以下同じ。）の途中で新規に結成された自治会については、結成時の自治会の世帯数をもって、月割で算定

するものとする。

2 交付金の額は、年額とし、別表に掲げる規模割と世帯割の合計額とする。

(自治会等の報告)

**第6条** 自治会長に変更があった場合は、速やかに自治会長・世帯数等報告書(別記第1号様式)を市長に提出するものとする。

(自治会等の加入世帯数等の報告)

**第7条** 自治会長は、毎年4月1日(年度の途中で結成された自治会にあっては結成時)における自治会等の加入世帯数等を記載した自治会長・世帯数等報告書(別記第1号様式)を市長に提出するものとする。

2 自治会長は、自治会の加入世帯数等に変更が生じた場合は、その旨を速やかに市長に報告するものとする。

(自治会結成の届出)

**第8条** 自治会が新規に又は分離して結成された場合は、自治会結成届(別記第2号様式)を市長に提出するものとする。

(その他)

**第9条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(香取市行政協力員設置規則の廃止)

2 香取市行政協力員設置規則(平成18年香取市規則第8号)は、廃止する。



## 別表

自治会等世帯数	規模割	世帯割
100世帯以下	10,000円	区等世帯数に940円を乗じて得た額
101世帯以上200世帯以下	15,000円	
201世帯以上300世帯以下	20,000円	
301世帯以上	30,000円	

## 別記

第1号様式及び第2号様式 略